

板野町町制施行70周年記念事業助成金交付要領

板野町町制施行70周年記念事業助成金については、板野町町制施行70周年記念事業助成金交付要綱に定めるもののほか、次のとおり取り扱うものとする。

1. 交付目的

板野町町制施行70周年を記念して、町内に活動拠点のある団体等が企画・実施するイベント等に対し助成金を交付することで、行政と町民との協働による全町的な盛り上げを喚起するとともに、町民活動の更なる活性化を図る。

2. 対象となる事業

次のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 板野町町制施行70周年を記念して、申請団体が自ら企画・実施する新規事業。ただし、既存事業であっても、町制施行70周年を記念して事業内容を拡充することが明確な場合は、その拡充部分について対象とする。
- (2) 町への愛着感の高揚を図ることができる事業。
- (3) 町の活性化につながり、町制施行70周年にふさわしいと認められる事業。

3. 対象とならない事業

次のいずれかに該当する事業は対象外とする。

- (1) 収益を主たる目的として行われるもの。
- (2) 政治団体もしくは宗教団体の活動、又は政治的、宗教的普及宣伝活動と認められるもの。
- (3) その他、公序良俗に反するなど対象事業として適当でないと思われるもの。

4. 助成内容

- (1) 予算の範囲以内で助成金を交付する。(1事業あたり5万円を上限とする。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。)

助成対象経費は、事業に必要と認められる経費とする。ただし、次に掲げるものは、助成対象経費としない。

・人件費、飲食費、備品購入費、その他助成経費として不適切な経費。

- (2) 実施する事業は「板野町町制施行70周年記念事業」である旨を、看板、印刷物等に明示する。
- (3) 助成金の交付決定後であっても、事業の中止や大幅な変更等があった場合は、助成金の全額又は、一部の返還を求めることがある。

5. 事業の実施期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日

6. 対象となる団体

- (1) 町内に活動拠点があり、構成員の過半数が町民である団体等。(経済団体を除きます)
- (2) 営利、宗教、政治を主たる活動としない団体等。

7. 申込期間

令和6年5月1日(水)から令和7年2月28日(金)

8. 申請方法

- (1) 承認申請書(様式第1号)に必要書類を添えて申込期間内に役場総務課に提出する。
- (2) 提出方法は、持参によるものとする。
- (3) 様式は、役場総務課で配布する。

9. 選定方法

提出された申請書等を審査し、採択、不採択を決定する。

10. 選定基準

選定は、次の基準により行う。

- (1) 本要領第2条に規定する対象事業に合致しているか。
- (2) 町民の幅広い参加が見込まれる事業であるか。
- (3) 板野町への愛着感が高揚し、地域づくりの活性化に資する事業であるか。
- (4) 事業計画、予算計画に現実性のある事業であるか。

11. 結果通知

事業の採択結果は、随時、申請団体に通知するものとする。

12. 助成金の手続き

- (1) 助成金の申請は、事業の実施前に行うものとする。
- (2) 事業の完了後は、速やかに実績報告書(様式第3号)を提出するものとする。その際に、事業実施状況写真を必ず添付すること。

13. 注意事項

- (1) 査定により、申請額よりも低い額で助成決定する場合があること。
- (2) 本助成事業は、町制施行70周年を記念して令和6年度限り実施されるものである。
- (3) 採択された事業の実施にあたっては公衆衛生、災害危険防止等の安全対策を十分に講じること。

14. 申請・問い合わせ先

板野町役場 総務課 電話 088-672-5980
FAX 088-672-5553